第４回今帰仁村幼保連携一体化総合整備計画

子ども子育て会議　議事概要

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 日時 | 平成28年３月３日（木）  ９：30～12：00 | | 場 所 | 今帰仁村保健センター  集検ホール |
| 出席者 | 委　員　長  副委員長  委　　　員  委　　　員  委　　　員  委　　　員  委　　　員  委　　　員  委　　　員  委　　　員  委　　　員  委　　　員  委員  委員  委員 | 重畠　泰代  名城　健二  玉城　奎  大城　清紀  謝花　隆太  上野　加威  座間味　邦昭  糸洲　智子  田港　朝津  島袋　るみ子  與那嶺　成江  運天　亜矢子  伊禮　正昭  玉城　イチ子  新城　敦 | 今帰仁村教育委員会  沖縄大学准教授  今帰仁村幼稚園長会長（欠席）  今帰仁村副村長  今帰仁村幼稚園保護者代表（欠席）  今帰仁村保育所保護者代表（欠席）  今帰仁村学童代表  北山保育園長（欠席）  今帰仁村学校教育課（欠席）  今帰仁村幼稚園代表  今帰仁村保育所長会代表  今帰仁村母子保健推進委員代表（欠席）  今帰仁村民生委員主任児童委員  今帰仁村次世代育成支援行動計画策定員代表  今帰仁村教育長 | |
| 事務局：宮里　晃、大城　幸恵、仲松　海人 ／幼保連携推進室 | | | |
| コンサルタント：小柴　晃、成田　大作、新垣　鈴 ／㈱都市科学政策研究所 | | | |
| オブザーバー：菊原　康昭、喜納　優佳／有限会社 創建設計事務所 | | | |

|  |  |
| --- | --- |
| 配布資料 | ○第４回子ども・子育て会議　会次第  ○子ども・子育て支援事業計画【平成27年３月策定】における量の見込み  ○今帰仁村の保育・幼児教育施設の年次計画【平成27年度～31年度】  ○第１号(2016.２.１)認定こども園・保育所民営化だより  ○今帰仁村立保育所民営化移管法人募集要項(素案)  ○第３回今帰仁村幼保連携一体化総合整備計画 子ども・子育て会議　議事概要  ○第４回子ども・子育て会議資料 |

|  |  |
| --- | --- |
| 策定委員会の主な内容 | ○資料説明(計画の追加・修正内容について)  ○村立保育民営化移管法人募集要項案について |

**○資料説明(計画の追加・修正内容について)**

|  |  |
| --- | --- |
| 委員長 | 今帰仁村の保育・幼児教育施設の年次計画で、平成27年度の合計定員数が425名なのに対して、平成28年度の合計定員数が382名と43名の差は数値的に確かなのか。また、保育の受け皿の確保はできるのか。 |
| 事務局(宮里) | 平成29年度までは、定員の弾力化を図っており、定員以上の受入れを行っている。また、平成27年４月時点では、待機児童は０名であった。しかし現在は、定員の弾力化を図っているが、約10名の待機児童がいる。 |
| 委員長 | 北山保育園が閉園となる代わりに、事業所内保育で９名の受け入れを行うが、事業所内保育から漏れた方の受け入れをするために、他の保育所で更に弾力化を行うのか。 |
| 事務局(宮里) | 弾力化では、定員数の120％の受け入れは可能であるが、現在どの施設もその数値に近い現状である。そして、事業所内保育所の定員数には職員の子どもの受入れは含まれていない。また、北山保育園は村外からの利用もあり、今年度は定員数35名に対して、実際は約20名程度の利用状況となっている。従って、定員数と実際の受入れ人数に差が生じているが、閉園に伴う在園児の受入れは可能な限り対応していく。 |
| 委員長 | 平成30年度は幼稚園が１つ、民営で０～５歳児受け入れ可能な保育園が、２箇所開園することになる。その場合、地域の幼稚園や保育園に入園する事になるのか。 |
| 事務局(宮里) | 保育標準時間は、朝から夕方までの11時間であり、保護者の5歳児保育のニーズは高まっている。そのため、地域の民間保育所で5歳児保育が始まると住んでいる地域に預ける方が増えると考える。 |
| 島袋委員 | １号認定の子は、保育園に入れないがどのように対応するのか。 |
| 事務局(宮里) | 現在、若干ではあるが1号認定の子がいる。対象となる子は、今帰仁幼稚園に入所することになる。また、認定こども園が開園した際は、認定こども園内の幼稚園で受入れることになる。 |
| 委員長 | 幼稚園と保育園の利用料金に違いはあるのか。 |
| 事務局(宮里) | 幼稚園も保育園も応能負担であるが、午後の預かり保育に関しては、給食費など別途負担して頂くことになる。 |
| 委員長 | 例えば、今帰仁小学校区の方で、民営の保育園の利用料金が安い場合に、利用することは可能なのか。 |
| 事務局(宮里) | 共働きのように、保育を必要としている方は保育所の利用が可能である。本村は、比較的保育ニーズが高いため、地域で５歳児まで預けられる環境を作る必要がある。しかし、５歳児保育に入所が集中してしまうと、少人数で幼稚園を運営することになり、５歳児の集団的な幼児教育に影響が出ると考える。そのため、1号認定児は認定こども園で同年齢児の保育園児と一緒に受入れを行い、その後、各小学校へ進級する流れが望ましいと思う。 |
| 委員長 | 平成31年度の認定こども園と保育園の利用料金は差がでるのか。 |
| 事務局(宮里) | 国の制度や、村独自の制度などを精査しながら利用料金を決めていくため、明確な事は断言できない。 |
| 委員長 | 他に意見はあるか。 |
| 玉城(イ)委員 | 平成30年度に閉園するのは、仲尾次保育所だけなのか。また、平成30年度の民営の定員数が平成29年度と比べて減っていることはなぜか。 |
| 事務局(宮里) | 平成29年度までは、定員の弾力化制度で園児の受入れを行いますが、平成30年度からは、弾力化に頼らず定員の確保をしなければならない。そのため、保育の受け皿の確保に向けて、民営の施設を平成30年までに整備し、受け皿拡充を図っていく必要がある。 |
| 與那嶺委員 | 平成31年度に、今帰仁保育所の受け入れが、０～５歳児までとなっているが、５歳児保育のニーズがあるのか。 |
| 事務局(宮里) | 『子ども・子育て支援事業計画における保育量の見込み』を参照して頂きたい。推計では５歳児の人口が90名となっているが、今後の児童数の推計を考慮し受け入れを94名確保している。 |
| 委員長 | 社会福祉法人は、定員80名の保育園を運営していけるのか。 |
| 事務局(宮里) | 保育現場では、施設定員60名が理想と言われているが、定員が80、90名でも運営可能であり、定員が多いほど運営費にはゆとりがでてくる。しかし、本村の「子ども子育て支援計画」における将来予測される子どもの数以上の定員を設定すると将来施設に大きく空きが出る可能性がある。そのため、現在の子どもの数を考慮し設定している。また、今後村内への企業参入により就業の場が増えると人の増え、子どもの数が急激に増加する可能性も見込んで定員を設定した。。 |
| 座間味委員 | Ｐ98の年齢別定員の想定について、(仮称)かねし保育園の５歳児の定員が17名設定されているが、定員数が少ないために他の保育園に一極集中した際に、兼次小学校区以外の小学校へ希望が増え、地域の存続に問題が出てくると思う。 |
| 事務局(宮里) | 字別の人口推計から出た結果に、人口ビジョン計画による若干の増を考慮し定員数を設定している。 |
| 座間味委員 | 地域の保育園に入れず、地域外の保育園に通って、地域の小学校へ入学した際に、保護者・子どもと学校が連携できない恐れが兼次地域ではあると思う。 |
| 玉城(イ)委員 | ５歳児保育を今帰仁保育所でする場合は、遊戯室で受け入れを行うのか。  その場合、遊戯室は全体で活用するため、５歳児保育を遊戯室で行うことは望ましくないと思う。そのため、今帰仁保育所としては、４歳児までの受入れの方が良いと思う。 |
| 事務局(宮里) | 居室面積の計算上、定員90名で0～5歳児は可能であるが、実際に活用していて居室が不足する場合は、5歳児保育受入れるための改築が必要だと思う。また、遊戯室で5歳児保育をすることは考えていないため、各年齢の居室の仕分けは、今後検討していきたい。  そして、地域の保育所に預けて、小学校へ繋げる環境を作ることが基本だと考えるため、民営の定員数を実際の人口より少し多く設定している。 |
| 座間味委員 | 兼次地域に企業誘致の話を聞いたが、そうなった場合に、子どもの数が増加することが想定される。そのため、現状の定員数では受け皿が足りないと思う。 |
| 事務局(宮里) | 現時点で、定員数を設定するのが難しいため、状況に応じて定員数を変更できるようにしていきたい。 |
| 島袋委員 | 例えば、最初に校区外の保育園を利用していたが、５歳児になって校区内の保育園に転入することは可能なのか。 |
| 事務局(宮里) | 保育園の定員数の範囲内で、各年齢の定員の変動は可能であるため、居室も若干広く確保している。但し、施設計画の際に、定員の弾力化を見込んで計画する事はできない。 |
| 座間味委員 | 村立の定員数を少し押さえて、地域の保育園に定員数を多く設定して欲しい。 |
| 大城委員 | 民営の保育園は、ある程度の定員数が確保できないと経営ができないため、村立の保育所の定員数を抑えて、民営の保育園に受け入れができるようにした方が良いと思う。 |
| 新城委員 | 現時点定員数は、現状に応じて推計した見込値であるため、地域の規模やニーズに応じて民間が設定し、それを踏まえて公立の定員数を設定していくことを考えている。 |
| 與那嶺委員 | 定員数の量の見込みは、現状に応じた数字であることが分かる。しかし、兼次地区などは地域に密着した地域性があるため、他の地域から入りづらいと思う。そのため、村全体で公立と民営化のバランスが図れる対策を考える必要がある。例えば、将来的に兼次地区が少子化になった場合、どのように定員数17名を確保するのか対策を考える必要がある。 |
| 新城委員 | 基本は、設定数であるが、年度によって子どもの数が異なる。そこで、各年度で各年齢の定員数は民営の保育園でも設定できるのか。 |
| 事務局(宮里) | 定員数は原則変更できないが、各年齢の中で定員を増減することは可能である。 |
| 座間味委員 | 地域によっては、子ども会も結成できない地域がある。そのため、定員数の設定を地域の人口や住宅等を加味して検討していく必要がある。従って、子どもの人口推計だけで定員数を設定すると、一極集中し、地域コミュニティが壊れて、学校と連携が図れない恐れがある。そこで、地域と学校の連携を図るためにも、民営の保育園の定員数をもう少し増やした方が良いと思う。 |
| 新城委員 | 例えば、兼次保育園の定員数を90名とした場合、必ず定員数を満たさないといけないのか。 |
| 事務局(宮里) | 過剰定員数になってはいけないので、本村の総定員見込数内で調整することになる。 |
| 委員長 | 定員数の設定には、地域や村の状況などを踏まえて、村全体で考える必要があると思う。 |
| 事務局(宮里) | この計画は、全ての子どもが居住している地域にできるだけ近い学校に通えることを想定しており、施設計画では現状の子どもの数から定員数を設定している。 |
| 委員長 | 他に意見はあるか。 |
| 新城委員 | 『子ども・子育て支援事業計画における量の見込み』について、０・１・２歳児の定員数を低く設定している理由は何か。 |
| 事務局(宮里) | 過去５年間を見ると０～２歳児は、徐々に減ってきている状況である。しかし、保育ニーズは年々高くなっている。量の見込みは出生届や転入転出も含めて２月１日の数値であり、最近、新たに８名の出生届があった。そのため、実際の量としては80名となり、更に３月に新生児が生まれると人数が今後も増える可能性がある。そこで、設定が難しいが定員数の５名の増加を想定しており、低年齢児に関しては84～85名と設定した。 |
| 委員長 | 他に意見はあるか。 |
| 大城委員 | 民間の定員90名にして、公立で数を調整した方が良いと思う。 |
| 委員長 | 定員90名と設定すると、将来的に定員確保が厳しくなるため、現段階での定員数の判断は難しいと思う。そのため定員数に関しては、事務局で再度調整して欲しい。また、WSで出た意見をどのように計画に反映するのか。 |
| 新城委員 | ＷＳの意見を基本的には反映したいが、相反する意見があるため、全ての意見を計画に反映することは難しい。 |
| ワーキング（小柴） | ハードの面では、取捨選択をして図面に反映している。今後、実施設計の際に意見交換を行いながら計画していく。また、保育プログラム等のソフト面では、ある程度の方針は計画していくが、細かい事は実践しながら決めていくことになると思う。そのため、全ての意見を計画に反映できない事は、理解して頂きたい。 |
| 委員長 | ＷＳでの意見で、反映されなかった理由を事後報告した方が良いと思う。 |
| ワーキング（小柴） | 今回のWSのでは、今までに出た意見の反映について、報告を行った。 |
| 委員長 | 認定こども園には、雨どいを設置しているのか。 |
| ワーキング（小柴） | 雨どい等の細かい設計は、実施設計で調整していくことになる。 |
| 事務局(宮里) | 予算の問題もあるが、WSの意見を可能な限り実施計画等で反映していきたい。 |
| ワーキング（小柴） | ＷＳに参加した方にお聞きする。前回のWSの意見を反映した設計プランを載せているが、設計プランに関して意見をして欲しい。 |
| 與那嶺委員 | ＷＳの意見がとても反映されている図面だと思う。また、ＷＳを重ねるたびに、図面に意見が反映さている事を感じた。 |
| 委員長 | Ｐ88の教育・保育プログラム(案)は、これから設定していくのか。 |
| 事務局(宮里) | 現段階では、Ｐ88の教育・保育プログラム(案)を基本としており、今後、保育現場の職員と協議を重ね充実したものとしたい。 |
|  | |
| **○村立保育所民営化移管法人募集要項案について** | |
| 委員長 | 募集要項について、意見はあるか。 |
| 事務局(宮里) | 補足説明として、庁内会議で応募事業所の対象を社会福祉法人または学校法人までに幅を広げた。条件の１つとして、平成30年度４月に開所できる事業所とする。 |
| 委員長 | 募集要項(素案)の設置場所の用地面積が、全て約2,400㎡となっており、計画と数値が異なっている理由は何か。 |
| 事務局(宮里) | 基本的に村としては、今帰仁保育所の規模である2,400㎡程度の用地面積を確保することを基本とした。兼次地区については２案あり、ひとつは兼次中学校跡地を確保した。また、兼次幼稚園敷地に関しては、村有地と近隣の土地を購入し2,400㎡程度となる。そして、天底小学校周辺敷地については、校長住宅跡地及び周辺民有地で、周辺地を含めて2,400㎡程度の用地を確保する予定である。 |
| 委員長 | 募集要項(素案)Ｐ３の(３)の「③30分以上の延長保育を実施する」ことについて、延長時間は開園時間に含まれているのか。 |
| 事務局(宮里) | 延長時間を30分とした場合、開園時間に延長時間を追加することになる。そのため、延長時間は午前７時30分から午後７時までとなる。また、開園時間は保育標準時間の11時間を確保しているため、開園時間の前か後に30分以上延長することは可能であるが、開園後の延長保育のニーズが多い。 |
| 島袋委員 | 用地の場所は、既に決まっているのか。 |
| 事務局(宮里) | 天底地区は、校長住宅跡地及び周辺地である。兼次地区は、事業所に２箇所の案から選定してもらうが、現在の幼稚園跡地に関しては、色々な設備整備をする必要がある。そのため、村が用地の購入はするが、設備整備費用は事業所が負担する条件になる。 |
| 委員長 | 選定のスケジュールは、平成30年４月の開園に間に合うのか。 |
| 事務局(宮里) | 事業所選定は今年９月に行い、10月以降の追加補助金申請に間に合わせたい。しかし、申込時点で法人資格が必要であるため、法人資格がない事業所については、平成29年３月末までに法人資格を取得する必要がある。従って平成29年４月当初の補助金申請後に、１年以内に施設建設を完了させることになる。 |
| 委員長 | 事業所選定の際に法人資格がない場合は、法人資格を取得できる可能性も想定して審査する必要があるのか。 |
| 事務局(宮里) | その通りである。法人資格の可能性や資金確保方策など含めて選定する。また、募集要項(素案)の「７応募手続き等」について、「⑤法人登記簿謄本」は、法人資格がないと発行できないため削除する。また、「⑮事業者が運営する認可保育園の状況」については、経験実績を参考にしたいため、別紙様式で提出してもらう。次に、「９選考及び決定」について、必要に応じて実際に事業者が運営している保育園の現地調査をする場合がある。また、採点に関して、実績のない事業所についてはどのよう配点するか協議していく必要がある。 |
| 委員長 | 他に意見はあるか。 |
| 新城委員 | 民営化は、東地区と西地区の両方応募することは可能なのか。 |
| 事務局(宮里) | 現時点では、第１希望、第２希望を決めてもらい２箇所の応募は可能である。しかし、選定をする際に、任せられる所に２箇所選定するのか協議する必要がある。また、事務局案としては、２個所申請可とし希望を取るが、採択は１箇所にしたい。  また、応募が１箇所に偏り、もう１箇所がへの公募が１事業所しかない場合は、第２希望の事業者も含めて選定した方が良いと考えている。応募が１箇所のみで基準を満たしていない場合に、民営化を取りやめるのではなく、第１希望を優先させつつ、第２希望も含めて良い事業所を選定していきたい。そのためにも、西地区・東地区ともに同じ規模であり、配置図及び平面図の追加資料のみで調整したいと考えている。従って、改めて第２希望応募の詳細資料の提出はしない方向で考えている。 |
| 新城委員 | 応募の希望を決める際に、定員数などの条件は同じ方が良いと思う。 |
| 事務局(宮里) | 認定こども園に関しては、一時保育も想定した施設余裕型の施設である。 |
| 委員長 | 他に意見はあるか。 |
| 事務局(宮里) | 民営の定員数は、90名で良いか。 |
| 全員 | 民営の定員数は、両方の保育園で同じ条件の90名が良い。 |
| 事務局(宮里) | 募集要項については、庁内会議で（案）の協議を行う。また、４月に選定委員会を立ち上げ、庁内会議で協議した募集要項（案）の内容を精査し、確定した後に、公募を行う。 |
| 委員長 | 以上で会議を終了する。 |
| 事務局(宮里) | 今日の意見を踏まえて調整し、３月22日を目処に村長へ答申する。なお、細部の調整については事務局に一任とする。また、３月17、18、19日に住民説明会を行う。  　そして、子ども・子育て会議は、今年度は終了とする。次年度以降は、条例に位置付けて子ども・子育て会議の設置を行うため、会議の要綱で委任された方は継続して対応して頂きたい。 |

以上